○福崎町建設工事に係る制限付き一般競争入札実施要領

令和７年４月30日訓令第４号

福崎町建設工事に係る制限付き一般競争入札実施要領

（目的）

第１条　この訓令は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）及び福崎町財務規則（昭和58年規則第４号）の規定に基づき、福崎町（以下「町」という。）が発注する建設工事の請負契約を締結するに当たり、一定の資格を定めて行う制限付き一般競争入札について、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この訓令において制限付き一般競争入札とは、一般競争入札のうち、政令第167条の５の２の規定に基づき、福崎町財務規則第105条第２項に定める工事契約に係る入札参加資格者名簿に登載されている者を対象に実施し、入札参加者の事業所の所在地に関する資格を特定地域（福崎町建設工事入札参加者選定要綱（平成13年告示第82号）第７条第２号アに規定する地域の区分）内に建設業の許可を受けた主たる営業所を有する者に制限することができる入札方法をいう。

２　この訓令において事前審査型とは、入札執行前に入札参加資格の確認を行い、資格確認通知を受けた者による入札の結果に基づき落札決定する入札方法をいう。

３　この訓令において事後審査型とは、入札執行後に決定した落札候補者から順に入札参加資格の確認を行い、適格である者を落札決定する入札方法をいう。

（適用範囲）

第３条　この訓令は、以下の工事について適用する。

（１）　予定価格が6,000万円以上の土木一式工事及びその他の工事

（２）　予定価格が１億円以上の建築一式工事

２　前項に該当しない建設工事であっても、広く民間の技術提案を受け付けることが望ましい場合等で、福崎町建設工事等入札参加者審査会の決定を得たものについては、制限付き一般競争入札とすることができる。

３　以下については、第１項の規定にかかわらず、制限付き一般競争入札としないことができる。

（１）　災害復旧工事等の急施を要する工事

（２）　特殊な工事等で施工能力を有する者が限られるため、制限付き一般競争入札によっても広範な入札参加が期待できないとき。

４　制限付き一般競争は、原則として事前審査型により行うものとする。ただし、事前審査型の適用が適当と認められない場合はこの限りではない。

（入札の公告）

第４条　予算執行者（福崎町財務規則第２条第２号に規定する予算執行者をいう。以下同じ。）は、制限付き一般競争入札を実施するときは、政令第167条の６及び福崎町財務規則第106条の規定に基づき、次に掲げる事項について入札の公告（以下「公告」という。）を行う。

（１）　入札に付する事項

（２）　入札に参加する者に必要な資格

（３）　入札又は開札の場所及び日時（電子入札にあっては、入札期間及び開札日時）

（４）　電子入札を行おうとするときは、その旨

（５）　契約条項、設計図書等を示す場所及び日時

（６）　入札保証金に関する事項

（７）　入札の無効に関する事項

（８）　前各号に掲げるもののほか、一般競争入札に関し必要な事項

２　予算執行者は、入札期日の前日から起算して少なくとも10日前から第９条第２項に規定する入札参加申込書の提出期限日（以下「申込期限日」という。）まで公告を行う。

（入札参加資格）

第５条　制限付き一般競争入札に参加することができる資格（以下「入札参加資格」という。）を有する者は、競争入札に参加する者に必要な資格等に関する規程を基に入札参加資格を認め、入札参加資格者名簿に登載されている者で、次に掲げる事項のいずれの要件も満たすものとする。

（１）　政令及び建設業法（昭和24年法律第100号）等に規定する事項

① 政令第167条の４の規定に基づく町の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限(以下「入札参加資格制限」という。）に該当しない者であること。
② 建設業法第16条に規定する下請契約を締結すると想定される場合にあっては、建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を受けている者であること。
③ 町の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていない者であること。
④ 建設業法第26条の規定による主任技術者又は監理技術者（監理技術者証の交付を受けている者であって国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した者）を、当該建設工事に適正に配置できる者であること。
⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、予算執行者が経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。

（２） 政令第167条の５の２の規定に基づき当該建設工事に必要と認め、定める資格
① 町の入札参加資格を有する工種が、当該建設工事の工種と同じであること。
② 建設業法第27条の29の規定による総合評定値通知書が契約締結（予定）日に有効である者であること。
③ 一般土木、建築一式、アスファルト舗装、電気及び管の各工事（以下「格付をする工事」という。）にあっては、予算執行者が必要と認める福崎町建設工事入札参加者選定要綱第５条に基づく格付等級を有する者であること。
なお、格付をする工事以外の工事にあっては、入札参加者名簿において当該建設工事の工種に係る総合評定値の数値が一定以上の者であること。
④ 当該建設工事に係る設計業務等の受託者でない者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がない建設業者であること。
⑤ 建設工事請負契約書第10条第１項第１号に規定する現場代理人を適正に配置できる者であること。
なお、配置する現場代理人は、請負者との直接的かつ恒常的な雇用関係（申込期限日以前に３か月以上の雇用関係）がある者であること。
⑥ 資本関係又は人的関係がある者同士の同一入札への参加を制限する運用基準に該当しない者であること。
⑦ その他、個別の工事に応じて、契約担当者が必要と認める資格を有する者であること。

（入札参加資格の設定）

第６条 予算執行者は、当該建設工事の発注に当たり、前条第２号に規定する入札参加資格を設定しようとするときは審査会の審議を経る。ただし、あらかじめ審査会が入札参加資格設定に関する基準を定め、設定しようとする入札参加資格が当該基準に沿った内容であるときは、審査会への改めての付議は要しない。

２ 予算執行者は、前項ただし書以外の場合は審査会の審議に付する。

３ 予算執行者は、前条の入札参加資格を設定するに当たっては、次の事項に留意しなければならない。

（１） 当該建設工事の規模・内容及び施工技術等を勘案し、特定地域（福崎町建設工事入札参加者選定要綱第７条第２号アに規定する地域の区分）内の業者で施工が可能である工事又は多数の入札参加希望者が見込まれる工事にあっては、入札参加者の事業所の所在地に関する資格を、特定地域内に建設業の許可を受けた主たる営業所等を有する者に制限することができること。

（２） 同一の前条第１号④の主任技術者又は監理技術者を重複して複数の工事に配置予定し入札参加申込みを行う場合において、これら複数の工事のうち他の工事を落札し、他の工事に当該配置予定技術者を配置することにより当該建設工事に当該配置予定技術者を配置できなくなったときは、契約希望金額が建設業法施行令第27条に定める金額未満である場合を除き、入札参加申込みの取下げを行うこと等を条件として付すこと。

（３） 前条第２号③の総合評定値の水準は、個別の工事の規模、技術的特性等を勘案し、建設業者

の施工能力及び工事の質を確保する観点から必要なものでなければならないこと。

（入札参加申込書及び提出資料の交付）

第７条　予算執行者は、制限付き一般競争に参加を希望する者に対し、制限付き一般競争入札参加申込書（様式第１号。以下「申込書」という。）及び事前審査型にあっては次に掲げる資料（以下「資料」という。）を公告の日から申込期限日までの間、交付する。

（１）　配置予定技術者の資格等　（様式第２号）

【３名までの複数の記載を可とし、記載技術者のうちから配置させる。】

（２）　建設業の許可及び経営事項審査結果並びに設計業務受託者関係　（様式第３号）

【添付させる総合評定値通知書（写し）は契約締結（予定）日に有効なものであること。】

（３）　その他予算執行者が必要と認める資料

（設計図書等の閲覧及び交付）

第８条　予算執行者は、公告の日以後、仕様書、図面（以下「設計図書」という。）等を閲覧に付するとともに、入札参加申込者のうち設計図書等を希望する者に対し交付する。

（入札参加の申込み）

第９条　予算執行者は､次の各号に従い､入札参加申込者に申込書及び事前審査型にあっては資料を、原則として持参により提出させる。

（１）　申込期限日の翌日以降は、原則として申込書及び資料の差替え又は再提出を認めない。

（２）　申込書及び資料の作成並びに提出に係る費用は、入札参加申込者の負担とする。

（３）　提出された申込書及び資料は、入札参加資格の確認以外に入札参加申込者に無断で使用しない。

（４）　提出された申込書及び資料は、返却しない。

２　予算執行者は、申込書及び資料の提出期間は、原則として公告を行った日から起算して７日間以上を確保する。

３　予算執行者は、入札執行が終了するまでは、入札参加申込者数及び入札参加申込者名を公表してはならない。

（事前審査型における入札参加資格の確認）

第10条　予算執行者は、事前審査型における入札参加申込者の資格の確認を行おうとするときは、入札前に審査会の審議を経なければならない。

２　入札参加資格の確認基準日は、入札参加申込期限日とする。ただし、配置予定技術者の専任性の確認について、入札公告に特に記載がある場合はその内容により取り扱う。

３　予算執行者は、一般競争入札申込状況表を作成し、審査会の審議に付する。

４　審査会は、入札参加申込者の資格の審議を行う。

５　予算執行者は、原則として申込期限日の翌日から起算して20日以内に、入札参加申込者に対して入札参加資格の有無を、入札参加資格確認通知書により通知する。

なお、入札参加資格がないと認めた入札参加申込者（以下「非資格者」という。）への入札参加資格確認通知書には、入札参加資格がないと認めた理由及び第11条第１項の説明を求めることができる旨を付記する。

（苦情の申立て）

第11条　前条第５項及び第17条第２号⑩の入札参加資格の確認結果に不服がある非資格者は、入札参加資格がないと認めた理由について、予算執行者に書面（様式は任意）を持参して、説明を求めることができる。

（設計図書に対する質問）

第12条　予算執行者は、必要があると認めるときは、設計図書に対する質問を受け付けることとし、原則として現場説明会は実施しない。

２　前項の質問は、書面（様式は任意）で作成の上、持参又は電送により提出するものとし、提出期間は、原則として公告の日から入札日の８日前（土曜、日曜及び祝日等、福崎町の休日を定める条例（平成元年条例第31号）に定める町の休日を除く。次項の日数の計算についても同様とする。）までとする。

３　質問に対する回答は閲覧方式とし、質問書の提出期限日の翌日から起算して原則として３日以内に閲覧を開始し、少なくとも２日以上閲覧させるとともに、入札日の前日に終了する。

（入札保証金）

第13条　入札保証金は、福崎町財務規則第110条第１項各号に該当する場合は免除する。

（入札の執行）

第14条　入札執行者（福崎町財務規則第２条第３号に規定する入札執行者をいう。以下同じ。）は、事前審査型にあっては、入札に参加しようとする者に、入札の執行に先立ち第10条第５項に規定する入札参加資格確認通知書の写しを提出させる。ただし、電子入札にあっては提出を要しない。

２　入札執行者は、入札に参加しようとする者に、第１回目の入札に際し、設計図書に示す様式による工事費内訳書を提出させる。

３　入札執行者は、開札するに当たっては、入札者又はその代理人に立ち会わせ、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせる。ただし、電子入札にあっては入札者及び当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせないことができる。

４　入札の執行回数は２回を限度とし、初度の入札において、事前審査型にあっては落札者、事後審査型にあっては落札候補者がいない場合は、直ちに再度の入札を行う。

なお、事後審査型において、落札候補者として決定したすべての者について入札参加資格がないとした場合は、日を改めて再度入札を行う。

（入札の執行の取消し又は中止）

第15条　入札執行者は、不正その他の理由により競争の実益がないと認めるときは、その入札の執行を取り消すことができる。

２　入札執行者は、天災地変等のやむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を中止することができる。

（無効とする入札）

第16条　入札執行者は、福崎町財務規則第112条の規定に該当する入札は、無効としなければならない。

２　入札執行者は、申込書又は資料に虚偽の記載をした者の入札及び開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても、無効としなければならない。

（落札者の決定等）

第17条　入札執行者及び予算執行者は、法第234条第３項の規定による落札者の決定を下記により行う。

（１）　事前審査型

①　入札執行者は、価格競争方式による建設工事については、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうちから落札者を決定する。

②　入札執行者は、落札となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、くじによって落札者を決定することとし、落札となるべき同価の入札をした者に対し、くじを引くことを辞退させてはならない。

③　予算執行者は、無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、落札の決定を取り消さなければならない。

④　予算執行者は、落札者を決定した場合において、落札者とされなかった入札者から請求があったときは、速やかに、当該請求を行った入札者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合にあっては、無効とされた理由）を、当該請求を行った入札者に書面により通知する。

（２）　事後審査型

①　入札執行者は、価格競争方式による建設工事については、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうちから落札候補者を決定し、落札者の決定を保留したうえで開札を終了する。

②　予算執行者は、落札候補者の決定後、速やかに落札候補者に連絡し、入札参加資格を確認するため、第７条に定める資料の提出を求める。この場合において、落札候補者は、入札参加資格確認資料を、提出を指示された日の翌日から起算して、原則として２日以内（土曜、日曜及び祝日等、福崎町の休日を定める条例に定める町の休日を除く。）に提出しなければならない。ただし、入札公告に別に定めがある場合及び予算執行者が別に提出日を指定した場合は、この限りではない。

③　予算執行者は、②の入札参加資格確認資料が提出された日の翌日から起算して、原則として

３日以内（土曜、日曜及び祝日等、福崎町の休日を定める条例に定める町の休日を除く。）に入札参加資格の確認を行い、入札参加資格を満たしていることを確認したときは落札決定する。ただし、落札者となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、くじにより落札者を決定することとし、落札者となるべき同価の入札をした者に対し、くじを引くことを辞退させてはならない。

④　入札参加資格の確認基準日は、申込期限日とする。ただし、配置予定技術者の専任性の確認については、上記②で定める入札参加資格確認資料の提出期限日を基準日とし、入札公告に特に記載がある場合はその内容により取り扱う。

⑤　予算執行者は、落札候補者の入札参加資格に疑義が生じたときは、審査会に諮り、審査会の審議により入札参加資格の有無を決定する。

⑥　落札候補者が②における確認に要する資料を期限内に提出しないとき、又は落札候補者が予算執行者の指示に応じないときは、当該落札候補者のした入札は、入札参加資格のない者のした入札とみなし、無効とする。

⑦　②における確認は、落札候補者が入札参加資格を満たしていることが確認できるまで、順次行う。

⑧　予算執行者は、無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、落札の決定を取り消さなければならない。

⑨　予算執行者は、落札候補者に入札参加資格がないことを認めた場合は、当該落札候補者に対して書面により通知する。

なお、書面には入札参加資格がないと認めた理由及び第11条の説明を求めることができる旨を付記する。

⑩　予算執行者は、落札者を決定した場合において、前号の場合を除き落札者とされなかった入札者から請求があったときは、速やかに、当該請求を行った入札者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合にあっては、無効とされた理由）を、当該請求を行った入札者に書面により通知する。

（契約保証金）

第18条　予算執行者は、落札者に契約締結までに契約金額の10分の１以上の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、落札者が保険会社との間に、町を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を提出する場合等、福崎町財務規則第124条第３項各号に該当する場合は、契約保証金を納付させないことができる。

（入札結果の公表）

第19条　予算執行者は、開札後速やかに開札結果を入札者及び入札立会人に示すとともに、福崎町発注予定工事情報及び競争入札結果等公表要綱（令和５年告示第29号）の規定に基づいて公表する。

（入札までの日数）

第20条　予算執行者は、公告の日から入札を執行するまでの日数は、別添の制限付き一般競争入札（事前審査型）の標準的事務手続の日数に準じて設定する。

（補則）

第21条　この訓令に定めるもののほか、この要領の実施に必要な事項は、別に定めることができる。

附　則

この訓令は、令和７年５月１日から施行する。

様式第１号（第７条関係）

制限付き一般競争入札参加申込書（単独企業）

工　事　番　号　：
工　　事　　名　：
入札書受付期間　：
開　札　執　行　日　：
入札及び開札方法　：

上記工事に係る競争入札に参加する資格について確認されたく、下記のとおり関係書類を添えて申し込みます。

なお、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者（契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）でないこと、並びに添付資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

違反した場合は、いかなる措置を受けても異議ありません。

年　　月　　日

予算執行者
福崎町長　　様

所在地
商号又は名称
代表者名
建設業許可番号
大臣・知事　　般・特　第　　号
建設業許可年月日　　年　　月　　日

記

添付資料

１．配置予定技術者の資格等　（様式第２号）
２．建設業の許可及び経営事項審査結果並びに設計業務受託者関係　（様式第３号）
３．その他入札に参加することができる事項の確認に必要な資料（入札説明書による）

様式第２号（第７条関係）

配置予定技術者の資格等

商号又は名称：

（　対象工事番号及び工事名：　　）

氏　名 項　目		「記載例」 ○○○○			
最　終　学　歴		○○大学工学部土木工学科○○年卒業			
法令等による免許等		（例）一級土木施工管理技士・一級建設機械施工技士・技術士（建設部門、農業土木、林業部門の森林部門））・指定建設業監理技術者資格等（取得年及び登録番号）			
※施工経験工事概要等参考	工　事　名	○○○○○○○○工事			
	発注機関名	○○○○○○○事務所			
	施　工　場　所	○○○県○○市○○町○－○－○			
	契　約　金　額	○，○○○，○○○，○○○円			
	施　工　期　間	令和○○年○月○日～○年○月○日			
	従　事　役　職	現場代理人・監理（主任）技術者等の区分			
	工　事　内　容　等				
現在従事している工事名等					
当該技術者が他の一般競争入札または公募型指名競争入札の配置予定技術者となっている工事名					

（注）１．法令による免許については、免許を証する書面の写しを添付してください。
２．配置予定の技術者は３名以内（共同企業体にあっては１構成員につき３名以内）で記載し、受注契約締結後は、記載した技術者の中から専任で配置してください。
３．同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなった場合は入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請の取り下げてください。
４．※施工経験についてはあくまで参考としております。経験がなければ空白で構いません。

様式第３号（第７条関係）

建設業の許可及び経営事項審査結果並びに設計業務受託者関係

商号又は名称：

（　対象工事番号及び工事名：　　）

項　目	内　訳				
建設業第１５条に規定する特定建設業の許可状況	（発注業種の許可状況　　許可年月日・許可番号）				
建設業第２７条の２９に規定する総合評定値の結果	（発注業種の総合評定値）　　審査基準日				
今回工事に係る設計業務との受託者等の関係（１又は２いずれか該当する番号を○で囲む）	１　無関係				
	２　関係あり	１．発行済株式の 50/100 を超える株式の保有又は出資総額の 50/100 を超える出資		発行済株式の保有率　　％	
		２．当社の役員等が設計業者の役員等に就任		役員氏名：	
その他の設計業務と当社の関係	他社（設計業者）の代表権を有する当社の役員	役　員　氏　名	設　計　業　者　名	役　員　氏　名	設　計　業　者　名

①　特定建設業の許可及び経営規模等評価結果の通知書の写し（契約予定日において法的有効期間のもの）を添付してください。
②　今回工事に係る設計業務の受託者等の関係がある場合は、関係が証明できる登記事項証明書の写し等を添付してください。

様式第４号

同種の建築工事の施工実績

商号又は名称：

（　対象工事番号及び工事名：　　工事　）

項目	No.	1	2	3
工事名称等	工事名			
	発注機関名			
	施工場所			
	契約金額	円	円	円
	施工期間	年　月　日 ～ 年　月　日	年　月　日 ～ 年　月　日	年　月　日 ～ 年　月　日
	発注形態	単体／共同体企業体（出資比率　%）	単体／共同体企業体（出資比率　%）	単体／共同体企業体（出資比率　%）
工事概要等	規模・寸法			
	構造形式			
	使用機材・数量			
	設計条件			

（注）１．公告において明示した同種の建築工事の施工実績を３工事以内で、的確に判断できる必要最小限の具体的項目を記載する。
２．同種の建築工事の施工実績について作成してください（工事が完成しているものに限る）。
３．契約書の写の他公告において明示した事項が確認できる資料を添付してください。なお、公共機関等（発注者または一般財団法人日本建設情報総合センター）が発行した施工を証明する書面（写し可）を添付してください。